

国際テロの未然防止に向けたご協力を！



穎田交番だより

令和7年9月

穎田交番
発行



福岡県警察では、皆様の安全な生活を守るため、**国際テロの未然防止**に向けた様々な対策を推進しています。

テロ対策は、警察による取組のみでは十分ではなく、行政機関、民間事業者、地域住民の皆様と緊密に連携して推進することが望まれることから、警察の取組に対するご理解とご協力をお願いします。

不審者・不審物に関する情報提供にご協力ください！

皆様からの情報提供が、テロを未然に防止します。

不審者の侵入や不審物の置き去りを防止・早期発見できるよう平素から建物や施設内外の整理整頓などに取り組んでいただきますようお願いします。

もし、発見した場合は、迅速な110番通報をお願いします。

【不審者の着眼点】

- ・ カメラやビデオによる周辺の撮影・録音
- ・ 短時間(期間)で同一場所の繰り返し通過
- ・ 不自然な大きさ・重量感のあるカバンやクラブケースの所持 など

【平素からの措置】

周囲の異変や変化に気付けるよう、平素から

- ・ 建物内外の異常の有無の確認
- ・ 不審物を置かれないよう建物周辺の整理整頓

などに取り組んでいただきますようお願いいたします。



穎田交番8月中の発生状況

物件事故	4件
人身事故	2件
窃盗事件	1件

※ 暑さにより事故が増えています。運転の際は安全運転を心がけて下さい。

※ 8月25日現在



皆さん知っていましたか？

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

運転中ながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。◎緊要命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、進路踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。